

ワーキング名

「障害理解促進ワーキング」

活動期間：6年間（平成29年度から令和4年度まで）

ワーキングからの意見

「障害理解の促進・普及啓発を行うための人材育成や発信する場が必要です」

1 背景

令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、公布から3年以内に民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されることとなった。これにより、社会における障害者差別を解消する動きはさらに強まることが予想される。調布市では「障害者差別解消法」の制定を受け、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、市が把握する障害者差別解消法関連の相談事例を共有し、共生社会に向けた取組が既に行われている。さらに「調布市障害者総合計画」においても、「障害理解促進研修・啓発事業」を必須事業とし、共生社会に向け、「当事者自身による発信機会の確保にも留意」することが盛り込まれている。このような状況から、障害理解の促進ワーキングでは、平成29年度から、当事者の視点を主体とした障害理解のあり方や障害理解を促進するための仕組み作りについて協議を行ってきた。

2 検討内容

平成29年から30年にバリアフリーについて社会モデルの視点で検討を重ねた結果、当事者が協議し合う場、その問題を社会に伝えていく場、そして伝えていく当事者（担い手）を増やしていくシステム作りが重要であるという結論に至った。そのため、令和元年度からは当事者が社会モデルの視点で障害について発信していくためのシステム作りについて検討してきた。

3 検討結果（課題）

- (1) 障害の社会モデルの視点から発信できる障害当事者講師養成研修の実施が必要
- (2) 障害当事者講師が合理的配慮の必要性を市民に向けて普及啓発できる場が必要

4 今後の取組

- (1) 一般市民に向けた障害理解に関する普及啓発
 - ①障害理解を発信する新たな人材育成研修の実施
 - ②障害種別に関わらず当事者が継続的に発信力をつけられる育成プログラムや仕組み作り
- (2) 当事者が障害理解について発信できる機会の確保
調布市内の企業や学校などとのヒアリング調査後、研修や地域交流の実施